

第百十四回国会 内閣委員會議録 第一号

本国会召集日(昭和六十三年十二月三十日)(金曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

- 委員長 竹中 修一君
- 理事 近岡理一郎君 理事 月原 茂皓君
 理事 戸塚 進也君 理事 前田 武志君
 理事 田口 健二君 理事 竹内 勝彦君
 理事 和田 一仁君 理事 有馬 元治君
 有馬 元治君 江藤 隆美君
 大村 襄治君 奥野 誠亮君
 熊川 次男君 河野 洋平君
 河本 敏夫君 玉生 孝久君
 宮里 松正君 武藤 嘉文君
 村井 仁君 森下 元晴君
 谷津 義男君 五十嵐広三君
 大出 俊君 角屋堅次郎君
 広瀬 秀吉君 井上 和久君
 鈴木 康雄君 川端 達夫君
 浦井 洋君 柴田 睦夫君
- 昭和六十三年十二月三十日
 竹中修一君委員長辞任につき、その補欠として
 玉生孝久君が議院において、委員長に選任され
 た。

平成元年一月九日(月曜日) 午前十時開議

- 出席委員
- 委員長 玉生 孝久君 理事 月原 茂皓君
 理事 近岡理一郎君 理事 前田 武志君
 理事 戸塚 進也君 理事 竹内 勝彦君
 理事 田口 健二君 理事 大島 理森君
 理事 和田 一仁君 理事 江藤 隆美君
 江藤 隆美君 大島 理森君
 鈴木 恒夫君 竹中 修一君
 武部 勤君 武村 正義君

- 出席國務大臣
- 國務大臣 小淵 恵三君
 (内閣官房長官)
- 出席政府委員
- 宮内庁次長 宮尾 盤君
- 委員外の出席者
- 内閣委員会調査室長 林 昌茂君

- 委員の異動
- 一月九日
- 辞任
- 奥野 誠亮君 補欠選任 武村 正義君
 河野 洋平君 鈴木 恒夫君
 河本 敏夫君 大島 理森君
 武藤 嘉文君 武部 勤君
- 同日
- 辞任
- 大島 理森君 補欠選任 河本 敏夫君
 鈴木 恒夫君 河野 洋平君
 武部 勤君 武藤 嘉文君
 武村 正義君 奥野 誠亮君

昭和六十三年十二月三十日
 臨時脳死及び臓器移植調査会設置法案(中山太郎君外四名提出、第百十三回国会衆法第八号)
 臨時教育改革推進会議設置法案(内閣提出、第百十二回国会閣法第六一号)
 平成元年一月九日

宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
 は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
 宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

○玉生委員長 これより會議を開きます。
 この際、一言ごあいさつを申し上げます。
 このたびは内閣委員長の重責を担うことになりました。

委員各位の格別なる御指導、御鞭撻を心からお願いをいたす次第であります。

○玉生委員長 御報告いたします。
 去る七日、大行天皇におかせられましたは、にわかに崩御あらせられました。
 まことに痛恨のきわみであります。
 ここに謹んで弔意を表し奉ります。

○玉生委員長 本日付託になりました内閣提出、宮内庁法の一部を改正する法律案を議題といたします。
 趣旨の説明を求めます。小淵内閣官房長官。

宮内庁法の一部を改正する法律案
 (本号末尾に掲載)

○小淵國務大臣 ただいま議題となりました宮内

庁法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
 改正の第一点は、大行天皇崩御に伴い、皇后陛下は皇太后陛下となられたので、皇太后に関する事務をつかさどる皇太后宮職を宮内庁の内部部局として新設することであり、

改正の第二点は、皇太后宮職の事務を掌理させるため、同職に皇太后宮大夫を置き、これを特別職とすることであり、

改正の第三点は、大行天皇の御喪儀関係事務等を整理させるため、侍従職に置かれる侍従次長を、当分の間、一人増員し、二人とすることであり、

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。
 何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○玉生委員長 これにて本案についての趣旨の説明は終わりました。

○玉生委員長 本案につきましては、理事会の申し合わせにより、質疑及び討論をいずれも省略することといたしておりますので、さよう御了承願ひ、直ちに採決に入ります。

宮内庁法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。
 (賛成者起立)

○玉生委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
 お諮りいたします。
 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉生委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○玉生委員長 本日は、これにて散会いたします。
午前十時三分散会

宮内庁法の一部を改正する法律案

宮内庁法の一部を改正する法律
宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「侍従職」の下に、「皇太后宮職」を加える。

第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とし、第九条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十一条 皇太后宮職に、皇太后宮大夫を置く。

2 皇太后宮大夫は、命を受け、皇太后宮職の事務を掌理する。

第八条を第九条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の一条を加える。

第五条 皇太后宮職においては、皇太后に関する事務をつかさどる。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 当分の間、第十条第一項の規定にかかわらず、侍従職に、侍従次長二人を置く。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(国家公務員法の一部改正)

2 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十号中「侍従長」の下に、「皇太后宮大夫」を加える。

3 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
第一条第十五号中「侍従長」の下に、「皇太后宮大夫」を加える。

別表第一官職名の欄中「東宮大夫」を「皇太后宮大夫」に改める。

(行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正)

4 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
第一条第二項第二号中「侍従長」の下に、「皇太后宮大夫」を加える。

理由

大行天皇崩御に伴い、宮内庁に皇太后宮職を設置し、同職の事務を掌理させるため、皇太后宮大夫を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。